



埼玉県報

第 3040 号
平成 30 年(2018 年)
9 月 25 日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課）
- 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（水環境課）
- 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定（水環境課）
- 騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準（水環境課）
- 騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の規定に基づく区域の指定（水環境課）
- 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定（水環境課）
- 振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準（水環境課）
- 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定（水環境課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- ジェネティックアナライザーの購入に関する入札公告（会計課）

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十三号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項第一号中「準住居地域」の下に「田園住居地域」を加える。

別表第十二第二号の表の備考一イ(1)中「又は第二種中高層住居専用地域」を「第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

別表第十三第二号の表の備考一イ(1)及び別表第十四第二号の表の備考一イ(1)中「又は準住居地域」を「準住居地域又は田園住居地域」に改める。

別表第十五第一号中「川口市、」を削り、同号ロ中「川口市江戸三丁目、江戸袋二丁目及び本蓮四丁目」を削る。

別表第十六中「川口市、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則一七一三一

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七一四）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一般財団法人さいたま住宅検査センター」を
「一般財団法人さいた
一般財団法人自治体

ま住宅検査センター

に改める。

衛星通信機構

附 則

この規則は、平成三十年十月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千二十八号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

秩父市	平成二十八年度	地籍図二十三枚	神岡第一地区（平成三十年九月十九日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地区
			区
			年
			月
			日
			証

告示

埼玉県告示第千二十九号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

秩父市	平成二十八年度	地籍図二十六枚	鶉平第四地区（平成三十年九月十九日
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地区
			区
			年
			月
			日
			証

告 示

埼玉県告示第千三十号

平成十一年埼玉県告示第二百八十七号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

類型を当てはめる地域の表中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表の備考二中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

告 示

埼玉県告示第千三十一号

昭和五十五年埼玉県告示第千五百十二号（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型をあてはめる地域の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告示文中「第十六条第二項」を「第十六条第二号ロ」に改める。

表中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

告 示

埼玉県告示第千三十二号

昭和五十四年埼玉県告示第五百九十号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考一イ中「又は第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

告 示

埼玉県告示第千三十三号

平成十二年埼玉県告示第四百二十一号（騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令の規定に基づく区域の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

区域の類型を当てはめる地域の表 a 区域の項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改め、同表の備考二中「準住居地域」の下に「、「田園住居地域」」を加える。

告 示

埼玉県告示第千三十四号

平成二十四年埼玉県告示第八百四十七号（特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に基づく区域の指定について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

告 示

埼玉県告示第千三十五号

昭和五十二年埼玉県告示第千三百四十三号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考1第一号中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。

告示

埼玉県告示第千三十六号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項第二号ロの規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について（昭和四十八年環境庁告示第百五十四号）第一に規定する地域の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成三十年九月二十日から施行する。

昭和五十七年埼玉県告示第千八百四十一号（航空機騒音に係る環境基準の地域の類型をあてはめる地域の指定について）は、平成三十年九月二十五日限り、廃止する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上田清司

地域の類型	当てはめる地域
I	別表に掲げる地域のうち、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号の規定による用途地域として定められていない地域。ただし、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百十九号）別表第八に定める入間基地の存する地域を除く。
II	別表に掲げる地域のうち、都市計画法第八条第一項第一号の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

別表

一 入間飛行場の滑走路の南側の短辺の中心と北側の短辺の中心を通る直線（以下この号において「中心線」という。）から中心線と直角方向に東へ三千メートルの点を通る中心線と平行な直線、中心線から中心線と直角方向に西へ二千メートルの点を通る中心線と平行な直線、南側の短辺の中心と北側の短辺の中心から等距離にある中心線上の点（以下この号において「中心点」という。）から中心線南へ七千メートルの点を通る中心線と直角をなす直線及び中心点から中心線北へ一万メートルの点を通る中心線と直角をなす直線で囲まれた地域

二 横田飛行場の滑走路の南側の短辺の中心と北側の短辺の中心を通る直線
（以下この号において「中心線」という。）から中心線と直角方向に東へ
三千メートルの点を通る中心線と平行な直線、中心線から中心線と直角方
向に西へ二千メートルの点を通る中心線と平行な直線、埼玉県と東京都と
の境界線及び南側の短辺の中心と北側の短辺の中心から等距離にある中心
線上の点から中心線上北へ一万七千メートルの点を通る中心線と直角をな
す直線で囲まれた地域

告 示

埼玉県告示第千三十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

鯨岡 大輔	白石 哲也	新井 富夫	梅本 淳	佐野 達郎	医師の氏名
心臓機能障害	肢体不自由	心臓機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	じん臓機能障害	指定障害区分
循環器内科	リハビリテーション科	内科（循環器）	外科	腎臓内科	診療科名
くじらおかハートクリニック	社会医療法人財団石心会 会埼玉石心会病院	医療法人誠壽会上福岡 総合病院	医療法人社団哺育会白岡 中央総合病院	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	医療機関の名称
大里郡寄居町赤浜千百五十七	狭山市入間川二―三十七―二十	ふじみ野市福岡九百三十一	白岡市小久喜九百三十八―十二	熊谷市板井千六百九十六	医療機関の所在地
平成三十年八月一日	平成三十年八月一日	平成三十年七月一日	平成三十年四月一日	平成三十年四月一日	指定年月日

内田 亮介	八木 浩倫	宮本 純輔	堀野 武	池田 真仁	岡田 栄子
聴覚障害、そしやく 機能障害	視覚障害	視覚障害	視覚障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害
耳鼻咽喉科	眼科	眼科	眼科	内科	泌尿器科
医療法人社団武蔵野会 新座志木中央総合病院	医療法人社団東光会戸 田中央総合病院	医療法人社団協友会吉 川中央総合病院	ほりの眼科	医療法人社団愛友会上 尾中央第二病院	医療法人社団愛友会蓮 田一心会病院
新座市東北一七一二	戸田市本町一十九一三	吉川市平沼百十一	行田市中央四十二	上尾市大字地頭方四百二 十一一	蓮田市本町三一十七
日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一	平成三十年八月六日	平成三十年八月一日

山岸 宏江	八木 伸一	橋本 治史	新井 玄	木村 浩晃	宇都宮 桃子
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	音声・言語機能障害、そしやく機能障害、肢体不自由	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害
リハビリテーション科	脳神経外科	整形外科	整形外科	神経内科	耳鼻咽喉科
医療法人若葉会若葉病院	社会福祉法人埼玉慈恵会埼玉慈恵病院	岡中央総合病院	特定医療法人好文会あねとす病院	埼玉医科大学国際医療センター	武田耳鼻咽喉科
坂戸市戸宮六百九	熊谷市石原三一二百八	白岡市小久喜九百三十八 ―十二	深谷市人見千九百七十五	日高市山根千三百九十七 ―一	富士見市西みずほ台一― 十九―五
日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一

三関 哲矢	楮 柏松	森崎 善久	寺脇 幹
肝臓機能障害	肝臓機能障害	能障害 ぼうこう又は直腸機 能障害	能障害 ぼうこう又は直腸機 能障害
消化器内科	内科 消化器内科、肝臓	外科	小児外科
埼玉総合病院	社会医療法人ジャパ ンメ ディカルアライアンス東 埼玉総合病院	独立行政法人国立病院 機構埼玉病院	深谷赤十字病院
幸手市吉野五百十七―五	和光市諏訪二―一	五 所沢市大字山口五千九十	一 深谷市上柴町西五―八―
日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一	日 平成三十年九月十一

告 示

埼玉県告示第千三十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

清水 泰輔	木村 民藏	吉田 和彦	川原 英夫	柳田 泰	船山 いずみ	清水 良泰	医師の氏名
じん臓機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	肢体不自由	視覚障害	じん臓機能障害	肢体不自由	指定障害区分
埼玉県立循環器・呼吸器病センター	独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院	医療法人社団鴻愛会こうのす共生病院	社会医療法人東明会原田病院	医療法人社団柳田眼科	青木中央クリニック	医療法人彩清会清水病院	医療機関の名称
熊谷市板井千六百九十六	所沢市若狭二―千六百七十一	鴻巣市本町六―五―十八	入間市豊岡一―十三―三日	行田市中央四―十二日	四 川口市柳崎三―七―二十四	秩父郡皆野町大字皆野千三百九十一―二	医療機関の所在地
平成三十年七月一日	平成三十年六月一日	平成三十年五月一日	平成三十年三月三十一日	平成三十年三月三十一日	平成三十年二月一日	平成二十九年三月二十七日	辞退年月日

勝岡 洋治
じん臓機能障害
医療法人熊谷総合病院
熊谷市中西四―五―一
日 平成三十年八月三十一

告 示

埼玉県告示第千三十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 (一) 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡皆野町大字金沢字金山沢三五二〇の一・三五二二・三五二三・三五二四の一・三五二九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字割谷三六〇〇・三六〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

二 (一) 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父郡皆野町大字金沢字穴久保二九二九（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第千四十号

測量計画機関である伊奈町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

伊奈町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

伊奈町全域及び周辺地域

四 作業期間

平成三十年十月一日から平成三十一年三月十八日まで

告 示

埼玉県告示第千四十一号

測量計画機関である寄居町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

寄居町

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量・二級基準点測量・三級基準点測量）

三 作業地域

大里郡寄居町全域

四 作業期間

平成三十年九月十二日から平成三十一年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ジェネティックアナライザー 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成31年2月28日（木）

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部科学捜査研究所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場

所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-0835 埼玉県さいたま市大宮区北袋町1丁目197番地7 埼玉県警察本部刑事部科学捜査研究所法医第一科 電話048-650-0110 内線5670

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年11月6日（火）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年11月5日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年11月6日（火）午前10時20分まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年11月6日（火）午前10時25分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則

第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年10月26日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成30年10月5日(金)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Genetic Analyzer
1 set.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.
November 6, 2018 By mail; 5:00 p.m. November 5, 2018 In person; 10:20
a.m. November 6, 2018

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245